

〇わっさむ元気づくり支援事業実施要綱

(平成 25 年 3 月 29 日告示第 18 号)

改正 平成 28 年 3 月 24 日告示第 11 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、和寒町自治基本条例（平成 21 年 12 月 25 日条例第 18 号）第 3 条で定める基本理念のもと、活力に満ち魅力ある元気なまちづくりのため、町民自らが特性や地域性を発揮しながら行う取組に対し、町が支援するために必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、次の各号の全ての要件を満たす 3 名以上で構成する団体・サークル等（以下「団体」という。）とする。

- (1) 本町に団体の事務所・事務局等の活動拠点を有すること。
- (2) 団体の主な構成員が町内在住又は在勤者であること。
- (3) 政治的活動、宗教的活動及び特定の人物に対する支持を目的とする団体でないこと。

(対象事業及びその費用)

第 3 条 対象となる事業は、団体が自主的かつ主体的に取り組む創意と工夫により和寒町の特色を活かしたまちづくり事業とする。

2 対象費用は、別表に定める直接事業の実施に要する費用とする。ただし、次に掲げる各号に該当する費用は除くものとする。

- (1) 団体の事務所維持費及び経常的な活動に要する費用
- (2) 不動産及び高額な備品（1 点あたり 10 万円以上）の購入費用
- (3) 団体構成員内の交流や親睦に要する費用
- (4) 国又は道等の補助対象となる費用
- (5) その他町長が不適當と認めるもの

(支援の額)

第 4 条 支援の額は、対象費用のうち、町長が必要かつ適當と認める額とし、30 万円を限度とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは限度額を増額することができる。

2 同一又は同類の事業に対する支援の額は、支援の開始から 4 年目以降は総事業費の 2 分の 1 以内とする。

(支援の期間)

第 5 条 同一又は同類の事業について、継続して支援要望があるときは、事業効果を勘案のうえ、支援の開始から 5 年を限度に支援対象とすることができる。

(事業計画の認定)

第 6 条 支援を受けようとする団体は、あらかじめわっさむ元気づくり支援事業実施計画書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 団体の規約、会則又は定款
 - (4) 団体の会員又は構成員名簿
 - (5) その他町長が必要と定める書類
- 2 町長は団体から提出のあった事業計画書を審査し、支援対象の適否及び支援の金額をわっさむ元気づくり支援事業認定（非認定）通知書（様式第2号）により団体へ通知するものとする。
- 3 前項の規定による認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）が、大幅な事業内容変更又は事業を中止しようとするときは、あらかじめわっさむ元気づくり支援事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

（実績報告及び交付）

第7条 認定団体は、事業の終了後速やかにわっさむ元気づくり支援事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他町長が必要と定める書類
- 2 町長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき金額を確定して、わっさむ元気づくり支援事業確定通知書（様式第5号）により、認定団体へ通知するとともに速やかに支払うものとする。ただし、第5条の規定による認定後必要があると認められる費用については、概算払をすることができる。

（その他）

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
（わっさむ農村元気づくり支援事業実施要綱の廃止）
- 2 わっさむ農村元気づくり支援事業実施要綱（平成23年4月1日和寒町告示第30号）は廃止する。

附 則(平成28年3月24日告示第11号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

科目	対象経費
報償費	講師・指導者の謝金、ボランティアへの謝礼等
旅費	交通費、宿泊費等
消耗品費	資料・報告書の用紙代、事業に必要な消耗品（事務用品等は除く。）等
燃料費	事業に必要な、ガソリン、灯油、プロパンガス代等
印刷製本費	ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷製本費、写真現像料等
役務費	通信運搬費（切手代、ハガキ、郵送料、電話料、運搬料等） 広告料（ラジオ・雑誌・新聞等の広告費等） 手数料（振込手数料、印紙代、特許権、実用新案権の取得、 意匠・商標登録手数料、クリーニング代等） 保険料 筆耕翻訳料等
委託料	試験研究・分析費、調査費、デザイン料、実験料、設計費 制作費及び加工費、コンサルタント料
使用料及び賃借料	会場、土地、設備、機材、車両、備品の使用料及び借上料
原材料費	資材費・イベントなどの食材費、加工用原料等
備品購入費	リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。
その他	その他町長が必要と認めた費用